

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年5月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）平和堂草津大路店 草津市大路二丁目字世基 298番4ほか
- 2 意見の概要 草津市からの意見
 - (1) 交通計画報告書にあるように、時間帯に関係なく、当該開発計画地周辺道路の交通量が多いことから、開発に伴い、更なる交通渋滞が予想されるので、駐車対策や交通誘導、スムーズな交通流の確保を十分に行い、混乱が生じないよう努めること。
 - (2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に該当する場合は、届出をすること。
 - (3) 開発予定区域北部に大津湖南都市計画道路（3.5.203 草津駅新屋敷町線）が計画決定されているため、あらかじめ計画道路区域を確認すること。
 - (4) 当該開発については、草津市景観計画区域内における行為の届出がなされているが、当該届出書の内容を変更（色彩の変更等）する場合は、心地よさの感じられる景観の維持および創出を図るため、周囲の景観に配慮するとともに、平成30年度に開催した景観アドバイザー協議における意見を踏まえた計画とすること。また、景観法（平成16年法律第110号）に基づく行為の変更届出を適切な時期に行うこと。
 - (5) 当該施設の敷地内や、当該施設への案内誘導のために屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例（平成24年草津市条例第16号）を遵守し、適切に手続を行うこと。
 - (6) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理すること。
 - (7) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り、分別し再資源化を図ること。
 - (8) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理するか、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（平成8年草津市規則第27号）第4条に定める「受入基準」に従って、草津市立クリーンセンターへ自己搬入または、市許可業者に委託し処理すること。
 - (9) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散し、流出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な処置を講じ、排出量、処理日数、保管および処理方法に応じた十分な面積および施設を確保すること。
 - (10) 事業所から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業が行えるスペースを設けること。
 - (11) 事業所から産業廃棄物が排出される場合には、必要に応じて、滋賀県へ指示を仰ぎ、適正に処理すること。
 - (12) 廃棄物の処理については、上記指示事項に従い適正に行うこと。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 令和2年5月22日から令和2年6月22日まで